

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市田井四丁目三〇番、最後の住所岡山県玉野市田井四丁目三〇番一六号 被相続人 亡 三宅 詩津

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

岡山県岡山市北区表町一丁目五番一号岡山シンフォニービル一階おかやま丸の内法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市仁方西神町二九三番地一、最後の住所広島県呉市仁方西神町二四番地二 被相続人 亡 上迫千代枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十六日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

広島県江田島市大柿町大原四番地一 相続財産清算人 司法書士 立井 尚宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県世羅郡世羅町大字西上原九〇番地 一三、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 野市 敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十六日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

広島県三原市港町三丁目二〇番一 相続財産清算人 司法書士 熊谷 祐司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市小鯖二二三番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 田中 鶴代  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

山口県山口市中央四丁目二番四号 弁護士 法人山口第一法律事務所 相続財産清算人 弁護士 横山 詩士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市新町四丁目六番地二五、最後の住所熊本本市本庄二丁目七番一四号 被相続人 亡 池邊 清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

熊本市中心区内坪井町七番一〇号コーポ益田二〇一 相続財産清算人 司法書士 堀田 英治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市本庄四丁目六番地七、最後の住所熊本本市本庄二丁目七番一〇号 被相続人 亡 鈴木田恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

熊本市中心区内坪井町七番一〇号コーポ益田二〇一 相続財産清算人 司法書士 堀田 英治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市片田町二九〇一番地三、最後の住所宮崎県延岡市片田町二九〇一番地三 被相続人 亡 須原 佳樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

宮崎県宮崎市宮田町一〇番二五号 宮田町ビル四〇二号 相続財産清算人 弁護士 山崎真一朗

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第九十条の二第二項により準用される同法第九十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 外石 利子

最後の住所 東京都港区芝浦二丁目一七番 九一五〇九号

生年月日 昭和四年二月二十六日  
死亡年月日 令和五年九月十八日

二 供託所 東京法務局

三 供託番号 令和八年度金第二六二二九号

四 供託金額 六〇一万七六三円

五 裁判所 東京家庭裁判所

六 事件名 相続財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和五年（家）第七七〇二号

令和八年十月十四日  
東京都千代田区麹町三一一一五近代ビル七階横松総合法律事務所

相続財産管理人 横松 昌典

宅地建物取引業者営業保証金取戻し公告

宅地建物取引業者法第三〇条及び宅地建物取引業者営業保証金規則七条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業者法第二七条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額、債権発生原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書二通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和八年十月十四日

記

〔掲載順序〕  
① 略号又は名称 ② 免許証番号 ③ (代表者の) 氏名 ④ 事務所の所在地 ⑤ 営業保証金の額 ⑥ 申出書提出先 ⑦ 掲載者住所、商号又は名称及び氏名

① シノケン・レジデンシャル投資法人 ② 国土交通大臣 投法第143号 ③ 清算執行人 宮原秀一郎  
④ 東京都港区浜松町二丁目3番1号 ⑤ 1000万円 ⑥ 国土交通大臣 ⑦ 東京都港区浜松町二丁目3番1号 シノケン・レジデンシャル投資法人 清算執行人 宮原秀一郎

① 豊田ハウス株式会社 ② 愛知県知事(6)18400 ③ 代表取締役 池田勝彦 ④ 愛知県豊田市の手4丁目34番地 ⑤ 1000万円 ⑥ 愛知県知事 ⑦ 愛知県豊田市の手4丁目134番地 豊田ハウス株式会社 代表取締役 池田勝彦

① ふくとく不動産 ② 愛知県知事(4)21099 ③ 徳田富雄 ④ 愛知県名古屋市中千種区猫河通五丁目10番地2タウンコート本山1B号室 ⑤ 1000万円 ⑥ 愛知県知事 ⑦ 愛知県名古屋市中千種区猫河通五丁目10番地2タウンコート本山1B号室 ふくとく不動産 徳田富雄

配当公告  
千葉県館山市沼一〇三三番地

破産者 東生産業株式会社

右の者に対する千葉地方裁判所館山支部令和六年(フ)第十九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第九十条の二第二項により準用される同法第九十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 奥村 幸雄

最後の住所 東京都文京区千駄木二丁目三四番一〇三三号エルミ千駄木一〇三三

生年月日 昭和三十一年三月一日  
死亡年月日 令和八年二月十二日

二 供託所 東京法務局

三 供託番号 令和八年度金第二五三六一号

四 供託金額 三八二、六七八円

五 裁判所 東京家庭裁判所

六 事件名 相続財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和八年（家）第六一四一号

令和八年十月十四日  
東京都文京区大塚四丁目一六番七号佐久ハイツ三〇三三号室

相続財産管理人 成田 雄一